



金 沢 市 公 報

第 3 0 0 1 号 の 4

令和2年(2020年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
● 告 示		○子ども・子育て支援法の規定による特定教育 ・保育施設の確認について (保育幼稚園課)	6
○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (歩ける環境推進課)	1	○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認について (")	6
○令和2年告示第6号(自転車等を移動し、保管したことについて)の変更について (")	2	○令和2年度の国民健康保険料の料率等について (医療保険課)	7
○令和2年告示第27号(自転車等を移動し、保管したことについて)の変更について (")	3	○都市計画の変更について (都市計画課)	9
○令和2年告示第50号(自転車等を移動し、保管したことについて)の変更について (")	3	○市道の路線の認定について (道路管理課)	9
○包括外部監査契約の締結について(行政経営課)	3	○市道の路線の変更について (")	10
○令和2年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて (資産税課)	3	○市道の区域の決定について (")	10
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	3	○道路の供用の開始について (")	11
○計量器の定期検査の実施について (人権女性政策推進課)	4	○専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指定について (")	11
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課)	4	● 公 告	
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について (")	5	○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業水産振興課)	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について (")	5	○予防接種を行うことについて (健康政策課)	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新について (")	5	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について (")	6	○開発行為に関する工事の完了について (")	14
		○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	15
		● 公営企業公告	
		○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	15
		○下水道排水設備工事事業者の指定について (")	15
		○令和2年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について (建設課)	15

告 示

●金沢市告示第125号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

名 称	位 置	駐車できる自転車等の区分	入場及び出場の時間	利用に供する期間
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小將町21番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町丙1番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から午後12時まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
金沢市営堅町自転車駐車場	金沢市堅町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から午後12時まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から午後12時まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市堅町86番地1	自転車	午前零時から午後12時まで	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び同項第11号の3に規定する身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

●金沢市告示第126号

令和2年告示第6号（自転車等を移動し、保管したことについて）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所	金沢市此花町3番2号 公益財団法人金沢まちづくり財団	金沢市二口町二24番地5 公益社団法人金沢市シルバー人材センター	令和2年4月1日

●金沢市告示第127号

令和2年告示第27号（自転車等を移動し、保管したことについて）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所	金沢市此花町3番2号 公益財団法人金沢まちづくり財団	金沢市二口町二24番地5 公益社団法人金沢市シルバー人材センター	令和2年4月1日

●金沢市告示第128号

令和2年告示第50号（自転車等を移動し、保管したことについて）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所	金沢市此花町3番2号 公益財団法人金沢まちづくり財団	金沢市二口町二24番地5 公益社団法人金沢市シルバー人材センター	令和2年4月1日

●金沢市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 契約の期間の始期
令和2年4月1日
- 2 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所
山田 文禎
河北郡内灘町字大清台82番地
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

●金沢市告示第130号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により令和2年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
御所町一丁目町会	代表者の氏名及び住所	芦原 三郎 金沢市御所町1丁目276番地	高岡 由輝 金沢市御所町1丁目195番地	令和2年3月8日
四十万第一町会	代表者の氏名及び住所	浦 幸作 金沢市四十万町北イ82番地	長船 良春 金沢市四十万5丁目193番地1	令和2年4月1日
打尾町会	主たる事務所の所在地	金沢市打尾町ヨ1番地	金沢市打尾町ヲ45番地	令和2年4月1日
	代表者の氏名及び住所	東 征勝 金沢市打尾町ヨ1番地	森 政幸 金沢市打尾町ヲ45番地	
袋板屋町会	主たる事務所の所在地	金沢市袋板屋町口79番地	金沢市袋板屋町口34番地	令和2年4月1日
	代表者の氏名及び住所	高橋 明 金沢市袋板屋町口79番地	岩本 英美 金沢市袋板屋町口34番地	
蓮如町町会	主たる事務所の所在地	金沢市蓮如町ハ56番地2	金沢市蓮如町ハ4番地1	令和2年4月1日
	代表者の氏名及び住所	山本 良一 金沢市蓮如町ハ56番地2	木村 義一 金沢市蓮如町ハ4番地1	
小豆沢町町会	主たる事務所の所在地	金沢市小豆沢町ニ190番地	金沢市小豆沢町ニ188番地	令和2年4月1日
	代表者の氏名及び住所	井波 哲 金沢市小豆沢町ニ190番地	荒井 進一 金沢市小豆沢町ニ188番地	
東市瀬町会	代表者の氏名及び住所	田中 建夫 金沢市東市瀬町ハ29番地	小田 勲 金沢市東市瀬町ウ33番地	令和2年4月1日
柳橋町会	代表者の氏名及び住所	能村 栄子 金沢市柳橋町丁21番地4	岩井 秀夫 金沢市柳橋町甲19番地15	令和2年4月1日

●金沢市告示第132号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 定期検査を行う区域

泉小学校、泉野小学校、内川小学校、扇台小学校、押野小学校、四十万小学校、十一屋小学校、新神田小学校、西南部小学校、中央小学校、戸板小学校、富樫小学校、長坂台小学校、中村町小学校、西小学校、額小学校、伏見台小学校、緑小学校、三和小学校、三馬小学校、安原小学校、米泉小学校及び米丸小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第133号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科	土屋 俊輔	令和2年3月2日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	小児科	岩崎 秀紀	令和2年3月2日

●金沢市告示第134号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退等年月日
藤井脳神経外科病院	金沢市古府1丁目150	整形外科	横川 文彬	平成30年4月1日
金沢メディカルステーション ヴィーク	金沢市木ノ新保町1番1号 金沢駅西口ビル4F	内科	上野 敏男	令和元年11月25日

●金沢市告示第135号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 病院・診療所

名 称	所在地	担当しようとする医療の種類	指定年月日
西インター内科・透析クリニック	金沢市高島2丁目181番地	腎臓に関する医療	令和2年4月1日

2 薬局

名 称	所在地	指定年月日
クスリのアオキ伏見台薬局	金沢市伏見台2丁目7番5号	令和2年4月1日
スギ薬局 石川県庁前店	金沢市藤江北4丁目280番地	令和2年4月1日
スギ薬局 金沢昭和町店	金沢市昭和町6番23号	令和2年4月1日
スギ薬局 タテマチ店	金沢市堅町45番地2 C o C o T T o K A N A Z A W A 1階	令和2年4月1日

●金沢市告示第136号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条第1号の規定により告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 薬局

名 称	所在地	指定更新年月日
木曳野らいふ薬局	金沢市寺中町ホ42番地7	令和2年4月1日
しんたて薬局	金沢市鱒町104番地	令和2年4月1日

2 訪問看護

事業者名	訪問看護ステーション名	所在地	指定更新年月日
株式会社ベストソーシングSR	あわーず石川金沢訪問看護 リハビリステーション	金沢市西念2丁目2番1号 デスタンNo.12ビル2F	令和2年4月1日

●金沢市告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の医療機関から同法第54条第2項により指定された指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を辞退する旨の届出があったので、同法第69条第3号の規定により告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

薬局

名称	所在地	辞退年月日
ファーマライズ薬局 西金沢店	金沢市米泉町10丁目1番地160 朱鷺の苑かがやき1階	令和2年2月1日

●金沢市告示第138号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、特定教育・保育施設として次のとおり確認したので、同法第41条第1号の規定により告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の種類	確認年月日
セルホーといた保育園	金沢市戸板2丁目102番	社会福祉法人真誠 樹会	保育所	令和2年3月25日
第一善隣館保育所	金沢市野町3丁目1番15号	社会福祉法人第一 善隣館	幼保連携型認 定こども園	令和2年3月25日
伏見台保育園Neo	金沢市窪4丁目511番地	社会福祉法人伏見 台保育園	幼保連携型認 定こども園	令和2年3月25日
伏見幼稚園	金沢市円光寺3丁目11番30号	学校法人伏見幼 稚園	幼保連携型認 定こども園	令和2年3月25日
みはる幼稚園	金沢市割出町435番地	学校法人みはる学 園	幼保連携型認 定こども園	令和2年3月25日
上野こども園	金沢市小立野1丁目15番23号	社会福祉法人崎浦 福祉会	保育所型認定 こども園	令和2年3月25日
認定粟崎こども園	金沢市粟崎町1丁目4番地	社会福祉法人粟崎 善隣館	保育所型認定 こども園	令和2年3月25日
認定こども園すくすくふ たば	金沢市駅西新町1丁目30番9号	社会福祉法人双葉 町子供の家保育園	保育所型認定 こども園	令和2年3月25日
みどりかわい幼稚園	金沢市上安原2丁目130番地1	学校法人河合学園	幼稚園型認定 こども園	令和2年3月25日
メロン幼稚園	金沢市福久町1番地1	学校法人久直学園	幼稚園型認定 こども園	令和2年3月25日
明成幼稚園	金沢市寺中町ホ29番地1	学校法人久直学園	幼稚園	令和2年3月25日

●金沢市告示第139号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1号の規定により、特定子ども・子育て支援施設等と

して次のとおり確認したので、同法第58条の11第1号の規定により告示します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

預かり保育事業

施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	提供者の名称	確認年月日	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別
上野こども園	金沢市小立野1丁目15番23号	社会福祉法人崎浦福祉会	令和2年3月25日	満たしている
第一善隣館保育所	金沢市野町3丁目1番15号	社会福祉法人第一善隣館	令和2年3月25日	満たしている
認定栗崎こども園	金沢市栗崎町1丁目4番地	社会福祉法人栗崎善隣館	令和2年3月25日	満たしている
伏見台保育園N e o	金沢市窪4丁目511番地	社会福祉法人伏見台保育園	令和2年3月25日	満たしている
認定こども園すくすくふたば	金沢市駅西新町1丁目30番9号	社会福祉法人双葉町子供の家保育園	令和2年3月25日	満たしている

一時預かり事業

施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	提供者の名称	確認年月日
セルホーといた保育園	金沢市戸板2丁目102	社会福祉法人 真誠樹会	令和2年3月25日

●金沢市告示第140号

金沢市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号。以下「条例」という。)第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額、条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び条例第31条第5項において準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の8.00
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円
- (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年22,200円
 - 特定世帯
 - 1世帯につき年11,100円
 - 特定継続世帯
 - 1世帯につき年16,650円

2 基礎賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年16,800円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1世帯につき年15,540円
 - 特定世帯
 - 1世帯につき年7,770円
 - 特定継続世帯
 - 1世帯につき年11,655円
- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年12,000円

- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1 世帯につき年11,100円
 - 特定世帯 1 世帯につき年5,550円
 - 特定継続世帯 1 世帯につき年8,325円
 - (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年4,800円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1 世帯につき年4,440円
 - 特定世帯 1 世帯につき年2,220円
 - 特定継続世帯 1 世帯につき年3,330円
 - 3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.56
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年10,320円
 - (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1 世帯につき年7,080円
 - 特定世帯 1 世帯につき年3,540円
 - 特定継続世帯 1 世帯につき年5,310円
 - 4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額
 - (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年7,224円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1 世帯につき年4,956円
 - 特定世帯 1 世帯につき年2,478円
 - 特定継続世帯 1 世帯につき年3,717円
 - (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年5,160円
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1 世帯につき年3,540円
 - 特定世帯 1 世帯につき年1,770円
 - 特定継続世帯 1 世帯につき年2,655円
- (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年2,064円
- イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯
 - 1 世帯につき年1,416円
- 特定世帯 1 世帯につき年708円
- 特定継続世帯 1 世帯につき年1,062円
- 5 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.47
 - (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年12,600円
 - (3) 世帯別平等割 1 世帯につき年6,240円
- 6 介護納付金賦課額から減額する額
 - (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年8,820円
 - イ 1 世帯につき年4,368円
- (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年6,300円
- イ 1 世帯につき年3,120円

(3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額

ア 被保険者1人につき年2,520円

イ 1世帯につき年1,248円

●金沢市告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 下水道	金沢市宮保町、神谷内町、高柳町、沖町、浅野本町、七ツ屋町、京町、堀川町、昌永町、笠市町、瓢箪町、小橋町、彦三町1丁目、東山1丁目、東山3丁目、尾張町2丁目、主計町、橋場町、御所町、夕日寺町、材木町、常盤町、桜町、東御影町、田井町、旭町1丁目、旭町2丁目、牧町、小二又町、若松町、角間町、太陽が丘1丁目及び太陽が丘2丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	金沢市公共下水道 (浅野処理区)
	金沢市大桑町、つつじが丘及び水淵町の各一部		金沢市公共下水道 (西部処理区)
	金沢市湊1丁目、湊2丁目、湊3丁目、才田町、八田町、岸川町、大野町4丁目、北間町、須崎町、蚊爪町、木越町、忠縄町、北森本町、大場町、大河端町、直江町、月影町、近岡町、御供田町、北寺町、松寺町、千田町、今昭町、千木町、福久町、金市町、南森本町、梅田町、観法寺町、戸水町、普正寺町、観音堂町、南新保町及び大友1丁目の各一部		金沢市公共下水道 (臨海処理区)
	金沢市打木町及び中屋町の各一部		金沢市流域関連公共下水道(犀川左岸処理区)
	金沢市湯涌町、湯涌田子島町、北袋町、芝原町、石黒町、板ヶ谷町、白見町、上原町、湯涌河内町、湯涌曲町、上山町、東町、羽場町、古郷町及び湯涌荒屋町の各一部		金沢市特定環境保全公共下水道(湯涌処理区)
金沢都市計画 緑 地	金沢市泉が丘1丁目の一部		14号 泉が丘緑地
	金沢市泉野町6丁目の一部		19号 泉野町6丁目緑地

●金沢市告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1425	泉 2 丁 目 線 28号	泉 2 丁 目 621番 2先から	
		泉 2 丁 目 626番 6先まで	
1615	法 島 町 線 15号	法 島 町 530番 1先から	
		平 和 町 2 丁 目 55番 先まで	

3009	二 塚 9号 専 光 寺 町 西 線 38号	専 光 寺 町 専 光 寺 町	ワ 68番 1先から ワ 68番 11先まで	
3716	鞍 月 16号 御 供 田 町 線 26号	御 供 田 町 御 供 田 町	口 19番 1先から 口 6番 4先まで	
3716	鞍 月 16号 御 供 田 町 線 27号	御 供 田 町 御 供 田 町	口 7番 7先から 口 7番 27先まで	
4017	三 馬 17号 泉 本 町 1 丁 目 線 31号	泉 本 町 1 丁 目 泉 本 町 1 丁 目	145番 1先から 101番 先まで	
4434	小 坂 34号 百 坂 町 線 13号	百 坂 町 百 坂 町	ハ 10番 5先から ハ 12番 7先まで	
4434	小 坂 34号 百 坂 町 線 14号	百 坂 町 百 坂 町	ハ 10番 8先から ハ 10番 12先まで	
4434	小 坂 34号 百 坂 町 線 15号	百 坂 町 百 坂 町	ハ 5番 3先から ハ 5番 6先まで	

●金沢市告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
1001	旧	京 町 線 2号	京 町 541番 先から 京 町 568番 先まで	
	新		京 町 537番 先から 京 町 568番 先まで	
4017	旧	三 馬 17号 泉 本 町 1 丁 目 線 18号	泉 本 町 1 丁 目 187番 1先から 泉 本 町 1 丁 目 187番 4先まで	
	新		泉 本 町 1 丁 目 187番 1先から 泉 本 町 1 丁 目 154番 1先まで	
4017	旧	三 馬 17号 泉 本 町 1 丁 目 線 27号	泉 本 町 1 丁 目 149番 9先から 泉 本 町 1 丁 目 149番 4先まで	
	新		泉 本 町 1 丁 目 154番 1先から 泉 本 町 1 丁 目 149番 4先まで	

●金沢市告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
一般市道	京町線2号	1.3 ~ 2.5	97
一般市道	泉2丁目線28号	4.6 ~ 5.3	59
一般市道	法島町線15号	2.4	63

一般市道	二塚9号専光寺町西線38号	6.0	62
一般市道	鞍月16号御供田町線26号	5.8 ~ 6.0	125
一般市道	鞍月16号御供田町線27号	6.0	129
一般市道	三馬17号泉本町1丁目線18号	6.0 ~ 8.0	75
一般市道	三馬17号泉本町1丁目線27号	5.8	84
一般市道	三馬17号泉本町1丁目線31号	4.6 ~ 6.0	70
一般市道	小坂34号百坂町線13号	6.0	54
一般市道	小坂34号百坂町線14号	6.0	44
一般市道	小坂34号百坂町線15号	6.0	30

●金沢市告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和2年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
京 町 線 2号	京 町 537番 先から 京 町 568番 先まで	令和2年4月1日
泉 2 丁 目 線 28号	泉 2 丁 目 621番 2先から 泉 2 丁 目 626番 6先まで	令和2年4月1日
法 島 町 線 15号	法 島 町 530番 1先から 平 和 町 2 丁 目 55番 先まで	令和2年4月1日
二 塚 9号 専 光 寺 町 西 線 38号	専 光 寺 町 68番 1先から 専 光 寺 町 68番 11先まで	令和2年4月1日
鞍 月 16号 御 供 田 町 線 26号	御 供 田 町 19番 1先から 御 供 田 町 6番 4先まで	令和2年4月1日
鞍 月 16号 御 供 田 町 線 27号	御 供 田 町 7番 7先から 御 供 田 町 7番 27先まで	令和2年4月1日
鞍 月 29号 鞍 月 東 1 丁 目 線 6号	鞍 月 東 1 丁 目 15番 先から 鞍 月 東 1 丁 目 40番 先まで	令和2年4月1日
三 馬 17号 泉 本 町 1 丁 目 線 18号	泉 本 町 1 丁 目 187番 1先から 泉 本 町 1 丁 目 154番 1先まで	令和2年4月1日
三 馬 17号 泉 本 町 1 丁 目 線 27号	泉 本 町 1 丁 目 154番 1先から 泉 本 町 1 丁 目 149番 4先まで	令和2年4月1日
三 馬 17号 泉 本 町 1 丁 目 線 31号	泉 本 町 1 丁 目 145番 1先から 泉 本 町 1 丁 目 101番 先まで	令和2年4月1日
小 坂 34号 百 坂 町 線 13号	百 坂 町 10番 5先から 百 坂 町 12番 7先まで	令和2年4月1日
小 坂 34号 百 坂 町 線 14号	百 坂 町 10番 8先から 百 坂 町 10番 12先まで	令和2年4月1日
小 坂 34号 百 坂 町 線 15号	百 坂 町 5番 3先から 百 坂 町 5番 6先まで	令和2年4月1日

●金沢市告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次の

とおり指定します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 指定する道路の路線名
法島町線15号
- 2 指定する期日
令和2年4月1日

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間
令和2年4月1日から同年5月1日まで
 - (2) 場所
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課
- 2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間
 - (1) 申出先
金沢市農林水産局農業水産振興課
 - (2) 申出方法
書面により持参又は郵送
 - (3) 申出期間
令和2年5月2日から起算して17日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）
- 3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間
 - (1) 提出先
金沢市農林水産局農業水産振興課
 - (2) 提出方法
持参又は郵送
 - (3) 提出期間
令和2年4月1日から同年5月1日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	別冊「金沢市A類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」(登載省略)のとおり
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性		
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
結核(BCG)	1歳に至るまでの間にある者		
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳になる日の属する年度の末日までの間にある女子		
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者		

2 予防接種の対象から除かれる者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 風しん第5期に係る予防接種の対象者にあつては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (7) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (8) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (9) (2)から(7)まで((6)を除く。)に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であつた間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかつたことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核(BCG)にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第292号	令和2年3月13日	金沢市泉本町4丁目159番1の一部及び228番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	13.57	6.35

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市泉本町4丁目159番1及び160番2の各一部並びに160番1、161番2及び226番1から226番4まで、227番2及び228番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市諸江町中丁334番地1 株式会社アットホーム 代表取締役 表井 奈流実	道路 金沢市泉本町4丁目159番1及び160番2の各一部並びに160番1、161番2、226番4、227番2及び228番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部
金沢市柿木島1番1、2番1、4番1、4番2、7番、8番1、9番、10番、13番、14番及び117番	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市長 山野 之義	

金沢市米泉町6丁目100番1から100番5まで	金沢市泉本町2丁目145番地3 株式会社山一不動産 代表取締役 山村 奉正	道路 金沢市米泉町6丁目100番5
-------------------------	---	-------------------

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和2年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により令和2年4月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条第1号の規定により公告します。

令和2年4月1日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
613	有限会社森泉	能美市泉台町西94番地
614	北村設備	金沢市割出町527番地1
615	東洋電建株式会社	金沢市久安6丁目208番地1
616	株式会社ソリューションサービス	金沢市彦三町1丁目2番1号 アソルティ金沢彦三町1F
617	有限会社三木設備管工	白山市湊町丁1番地7

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により令和2年4月1日に次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条第1号の規定により公告します。

令和2年4月1日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
475	有限会社森泉	能美市泉台町西94番地
633	有限会社三木設備管工	白山市湊町丁1番地7

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

令和2年4月1日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

第2負担区

小立野2丁目及び三池町の各一部

第3負担区

泉本町1丁目の一部

第4負担区

小坂町、千木町及び横枕町の各一部

第5負担区

金石本町及び無量寺町の各一部

第6負担区

御供田町、専光寺町、近岡町、湊2丁目及び湊3丁目の各一部

第7負担区

大場町、北森本町、八田町、松寺町及び南森本町の各一部

◎正 誤

○令和元年12月17日付け金沢市公報号外第18号の2

頁	箇所	誤	正
8	下から2行目	に改める	を加える

令和2年(2020年)4月1日 印刷
 令和2年(2020年)4月1日 発行
 定価 120円

発行人
 発行所
 印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
 金 沢 市 役 所
 (株) 共 栄